

平成 30 年 第 2 回

芦北町議会臨時会会議録

開会 平成 30 年 4 月 6 日

閉会 平成 30 年 4 月 6 日



熊本県芦北町議会

平成30年第2回芦北町議会臨時会会期日程

月 日	曜日	日 程
4 ・ 6	金	本会議（開 会） 仮議席の指定 議長の選挙 副議長の選挙 議席の指定 常任委員会委員の選任 議会運営委員会委員の選任 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙 議案審議 議員派遣の件 閉会中の継続調査 （閉 会）

目 次

第1号（4月6日）	頁
1 議事日程	3
2 出席議員氏名	4
3 欠席議員氏名	4
4 説明のため出席した者の職氏名	4
5 事務局職員出席者	4
6 開会 開議	5
第1 仮議席の指定	5
（竹崎町長あいさつ）	5
（新課長紹介）	6
第2 議長の選挙	7
7 追加議事日程（第1号の追加1）	9
第1 会議録署名議員の指名	9
第2 会期の決定	9
第3 副議長の選挙	9
第4 議席の指定	11
第5 常任委員会委員の選任	11
第6 議会運営委員会委員の選任	13
第7 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙	13
第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて	14
芦北町税条例等の一部を改正する条例の制定について	
第9 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて	16
芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について	
第10 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて	17
芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
第11 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて	18
8 追加議事日程（第1号の追加2）	19
第12 議員派遣の件	19
（一括議題＝日程第13から日程第17まで）	
第13 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出	20

第14	総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出	20
第15	建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出	20
第16	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出	20
第17	広報委員会の閉会中の継続調査の申出	20
9	閉 会	20

平成30年第2回芦北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成30年4月6日

午前10時 開 会

於 議 場

1 議事日程

（臨時議長の紹介及びあいさつ）

臨時議長開会宣告

第 1 仮議席の指定

（竹崎町長あいさつ）

（新課長紹介）

第 2 議長の選挙

追加議事日程（第1号の追加1）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 副議長の選挙

第 4 議席の指定

第 5 常任委員会委員の選任

第 6 議会運営委員会委員の選任

第 7 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙

第 8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町税条例等の一部を改正する条例の制定について

第 9 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第10 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第11 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

追加議事日程（第1号の追加2）

第12 議員派遣の件

（一括議題＝日程第13から日程第17まで）

第13 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

第14 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第15 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第16 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第17 広報委員会の閉会中の継続調査の申出

(閉 会)

2 出席議員（16人）

1番 藤 井 公 輔 君

3番 林 田 燿 宏 君

5番 宮 内 道 則 君

7番 古 村 逸 男 君

9番 前 田 徹 一 君

11番 平 松 洋 一 君

13番 寺 本 修 一 君

15番 草 野 安 道 君

2番 荒 川 知 章 君

4番 坂 本 登 君

6番 寺 本 順 一 君

8番 白 坂 康 浩 君

10番 元 山 秀 志 君

12番 川 尻 成 美 君

14番 岡 部 恵美子 君

16番 宮 尾 秀 行 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長 竹 崎 一 成 君

教育委員長 澁 谷 百 鍊 君

総務課長 下 田 研 君

税務課長 川 尾 敏 浩 君

福祉課長 櫻 井 優 一 君

農林水産課長 福 田 貴 司 君

建設課長 長 崎 十三男 君

教育課長 白 坂 達 也 君

副 町 長 藤 崎 正 司 君

教 育 長 竹 浦 裕 道 君

企画財政課長 一 丸 喜八郎 君

住民生活課長 田 淵 耕 一 君

健康増進課長 田 中 公 広 君

商工観光課長 園 川 民 夫 君

上下水道課長 杉 本 芳 郎 君

生涯学習課長 福 井 成 昭 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 上 野 孝 司 君 次長(課長補佐) 岡 田 謙 治 君

開会 午前10時00分

—————○—————

○議会事務局長（上野孝司君） おはようございます。

議会事務局の上野です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の岡部議員を御紹介します。

○臨時議長（岡部恵美子君） 皆さん、おはようございます。

ただいま紹介されました岡部恵美子です。

規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまから平成30年第2回芦北町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議席に配付しております議事日程（第1号）にしたがって会議を進めてまいります。

—————○—————

第1 仮議席の指定

○臨時議長（岡部恵美子君） 日程第1「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

ここで、竹崎町長から発言の申出がっておりますので、しばらく御静聴をお願いします。

竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに改選後初の臨時会の御案内を申し上げましたところ、皆様方には御出席を賜り、ありがとうございました。

各位には、去る3月25日に執行されました合併後4回目の町議会議員選挙にあたり、激戦の中、町民の信託を受けて御当選の栄誉を得られましたことは、御同慶に耐えません。誠におめでとうございます。

本町も合併後14年を迎え、おかげ様で順調な行政運営がなされております。これもひとえに芦北町議会をはじめ、町民皆様の御理解の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

これからの芦北町におきましては、さらに町民一人ひとりがふるさとに誇りを持ち、豊かさを実感できる町の実現に向け、地域の実状に応じた主体的な地域づくり

に取り組めるよう、真の分権型社会の実現を目指してまいります。

今後も芦北町総合計画を基に、農林水産業をはじめ、福祉、教育、観光、地域づくり等々、積極的な事業を展開していく所存であります。

議会活動運営につきましては、芦北町発展のため、公平無私の立場を堅持し、議会の威信と尊厳を保持していただき、さらなる町政発展のため、今後とも御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、議長選挙など、議会構成についての人事案件が提案されております。また、芦北町税条例等の一部改正、国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認、芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に係る専決処分の承認など、合計3件の承認と人事案件を1件提案しております。どうぞよろしく御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

本日の初議会が滞りなく行われますことをお祈り申し上げますとともに、議員の皆様方の今後ますますの御活躍に期待し、御多幸を念じあげ提案理由の説明といたします。

○臨時議長（岡部恵美子君） どうもありがとうございました。

会議に先立ち、4月1日付けで新しい課長が誕生しておりますので、自席から挨拶を求めます。

田中健康増進課長。

○健康増進課長（田中公広君） おはようございます。

4月1日付けで、健康増進課長を拝命しました田中でございます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（岡部恵美子君） 次に、白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） おはようございます。

4月1日付けの人事異動によりまして教育課長を拝命いたしました白坂でございます。微力ではございますが、町発展のため誠心誠意頑張りますので、議員の皆様方の御指導をどうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（岡部恵美子君） 次に、社会福祉協議会に派遣されておりました課長が、派遣終了に伴い、今回から議会に出席しますので、自席から挨拶を求めます。

福井生涯学習課長。

○生涯学習課長（福井成昭君） おはようございます。

4月1日付けで、生涯学習課長を拝命しました福井成昭でございます。もとより微力ではございますが、誠心誠意頑張ってまいります。皆様方の御指導をよろしくお願いいたします。

-----○-----

第2 議長の選挙

○臨時議長（岡部恵美子君） 日程第2「議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖確認します。

[議場閉鎖]

○臨時議長（岡部恵美子君） ただいまの出席議員数は16人です。

次に、立会人の指名を行います。

立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。立会人は、議長が指名することにしたいと思います。異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（岡部恵美子君） 異議なしと認めます。したがって、立会人は議長が指名することに決定しました。

立会人に、白坂君及び草野君を指名します。

投票用紙を配付します。

[投票用紙配付]

○臨時議長（岡部恵美子君） 念のため、申し上げます。投票は単記無記名です。

したがって、投票用紙の欄に当選人とすべき議員一人の氏名をお書きください。

配付漏れはございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（岡部恵美子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○臨時議長（岡部恵美子君） 異常ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（岡部恵美子君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（上野孝司君） 1番藤井議員、2番荒川議員、3番林田議員、4番坂本議員、5番宮内議員、6番寺本順一議員、7番古村議員、8番白坂議員、9番草野議員、10番前田議員、11番元山議員、12番宮尾議員、13番平松議員、14番川尻議員、15番寺本修一議員、16番岡部議員。

[投票]

○臨時議長（岡部恵美子君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（岡部恵美子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

開票は演壇の前の台においでください。白坂議員と草野議員です。開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○臨時議長（岡部恵美子君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 16 票。これは出席議員数に符合しています。

有効投票 15 票、無効投票 1 票です。

有効投票のうち、宮尾君 10 票、寺本順一君 5 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票です。3.75 の投票となりました。

したがって、宮尾君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（岡部恵美子君） ただいま議長に当選されました宮尾君が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

登壇の上、議長当選承諾の御挨拶をお願いします。

○新議長（宮尾秀行君） 多数の議員の皆様方から御推挙を受け、議長という重責を担うことになりました。これからは、今まで以上に不偏不党の考え方で、町民の幸せのために滅私奉公する覚悟でございます。皆さん方の御協力をよろしくお願いをいたしまして、議長就任の御挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いします。

○臨時議長（岡部恵美子君） ただいま新議長の御挨拶が終わりました。

皆様方の御協力によりまして、無事、臨時議長の職を終わることができました。

ここで議長と交代します。宮尾議長、よろしくお願いします。

〔新議長、議長席に着席〕

○議長（宮尾秀行君） それでは、議長席に着かせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

追加議事日程を配付するため、暫時休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午前 10 時 27 分

再開 午前10時28分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議席に配付しております追加議事日程（第1号の追加1）によって議事を進めます。

-----○-----

第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮尾秀行君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、藤井君及び荒川君の2人を指名します。

-----○-----

第2 会期の決定

○議長（宮尾秀行君） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間に決定しました。

-----○-----

第3 副議長の選挙

○議長（宮尾秀行君） 日程第3「副議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口の閉鎖を確認します。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮尾秀行君） 議場の閉鎖を確認しました。

ただいまの出席議員数は16名です。

次に、立会人の指名を行います。

立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。立会人は、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、立会人は議長が指名することに決定しました。

立会人に白坂君及び草野君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（宮尾秀行君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

したがって、投票用紙の欄内に当選人とすべき議員一人の氏名をお書きください。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（宮尾秀行君） 異常ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（上野孝司君） 1 番藤井議員、2 番荒川議員、3 番林田議員、4 番坂本議員、5 番宮内議員、6 番寺本順一議員、7 番古村議員、8 番白坂議員、9 番草野議員、10 番前田議員、11 番元山議員、12 番宮尾議員、13 番平松議員、14 番川尻議員、15 番寺本修一議員、16 番岡部議員。

[投 票]

○議長（宮尾秀行君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。

白坂君及び草野君、開票の立会いをお願いします。

[開 票]

○議長（宮尾秀行君） 選挙の結果を報告します。

投票総数16票。これは出席議員数に符合しています。

有効投票16票。

有効投票のうち、草野君15票、前田君1票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、草野君が副議長に当選されまし

た。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（宮尾秀行君） ただいま副議長に当選されました草野君が議場におられますので、本席から当選の告知をします。

登壇の上、副議長当選承諾の御挨拶を願います。

○副議長（草野安道君） 皆さんの多数の御賛同を得、副議長を就任いたします。

今後は、町民の声を聞きながら、議長をサポートしていく所存でございますので、議員各位の御協力・御指導をよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮尾秀行君） これで、副議長の選挙を終わります。

—————○—————

第4 議席の指定

○議長（宮尾秀行君） 日程第4「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条の規定及び議員の申合せに基づき決定したいと思います。

それでは、指定しますので、移動してください。

議長席から向かって、一番右側の前列から申し上げます。1列目、1番藤井君、2番荒川君、3番林田君、4番坂本君、5番宮内君、6番寺本順一君、2列目、7番古村君、8番白坂君、9番前田君、10番元山君、11番平松君、12番川尻君、3列目、13番寺本修一君、14番岡部君、15番草野君、16番宮尾秀行です。

氏名標は後ほど取り付けます。

—————○—————

第5 常任委員会委員の選任

○議長（宮尾秀行君） 日程第5「常任委員会委員の選任」を行います。委員の選任は、芦北町議会委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。

委員は議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員は議長が指名することに決定しました。

それでは、常任委員の指名をいたします。

まず、総務常任委員は、平松君、元山君、前田君、白坂君、古村君、私宮尾、以

上6名です。

次に、建設経済常任委員は、寺本修一君、寺本順一君、宮内君、坂本君、荒川君、以上5人です。

次に、文教厚生常任委員は、岡部君、川尻君、草野君、林田君、藤井君、以上5人です。

最後に、広報委員は、川尻君、寺本順一君、宮内君、林田君、荒川君、藤井君、以上6人です。

以上のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、指名のとおり、各常任委員会の委員は選任されました。

各常任委員は、委員会条例第8条及び第9条の規定により、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

ここで休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前10時46分

再開 午前11時04分

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま各常任委員会において、正副委員長が決定した旨の報告がありましたので、その結果を発表します。

総務常任委員長、白坂君、副委員長、平松君。

建設経済常任委員長、宮内君、副委員長、寺本順一君。

文教厚生常任委員長、林田君、副委員長、岡部君。

広報委員会委員長、荒川君、副委員長、林田君。以上です。

お諮りします。

ただいま常任委員が選任されましたが、議長は地方自治法第105条及び第116条の規定から考慮し、芦北町議会委員会条例第7条第1項の規定により、常任委員を辞退したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議長は常任委員を辞退することに決定しました。

—————○—————

第6 議会運営委員会委員の選任

○議長（宮尾秀行君） 日程第6「議会運営委員会委員の選任」を議題とします。

委員の選任は、芦北町議会委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

なお、委員の定数は委員会条例第4条第2項の規定により6人であります。

お諮りします。

委員は議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は議長が指名することに決定しました。

それでは、議会運営委員の指名をいたします。元山君、草野君、白坂君、宮内君、林田君、荒川君、以上の6人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、指名のとおり、議会運営委員は選任されました。

議会運営委員は、委員会条例第8条及び第9条の規定により、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

ここで暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時06分

再開 午前11時11分

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議会運営委員会において、正副委員長が決定した旨の報告がありましたので、その結果を発表します。

議会運営委員長、元山君、副委員長、白坂君。

以上です。

—————○—————

第7 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙

○議長（宮尾秀行君） 日程第7「水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙」を行います。

当組合議会議員については、組合規定により、本町議会議員から6人選出になっております。

この選出は、同組合規約第5条第2項の規定により、選挙となっております。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたい
と思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行
うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定
しました。

水俣芦北広域行政事務組合議会議員に、議長の宮尾、副議長の草野君、議会運営
委員長の元山君、総務常任委員長の白坂君、建設経済常任委員長の宮内君、文教厚
生常任委員長の林田君を指名します。

お諮りします。

ただいま、指名しました6人を水俣芦北広域行政事務組合議会議員の当選人に定
めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、草野君、元山君、白坂君、
宮内君、林田君、私宮尾、6人が水俣芦北広域行政事務組合議会議員として選出さ
れました。

—————○—————

第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第8、承認第1号「専決処分の承認を求めることについ
て」を議題とします。

本案について説明を求めます。川尾税務課長。

○税務課長（川尾敏浩君） おはようございます。

それでは、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げ
ます。

芦北町税条例等の一部を改正する条例は、地方税法等の改正に伴い、地方自治法
第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決処分をいたしましたので、
同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

今回の主な改正は、町民税、たばこ税、固定資産税関係でございます。

まず、町民税関係の改正について御説明いたします。

条文は、2ページの中程、24条になります。これまで障がい者や未成年者などの個人町民税の非課税の限度額は125万円でしたが、135万円に引き上げられております。また、均等割の非課税の計算につきましては、これまでの額に10万円を加算するものとなっております。所得控除につきましては、2,500万円の所得要件が創設されております。

第36条の2から52条までは、政令改正等にあわせた改正で、年金受給者の申告の特例、法人税の申告についての改正でございます。

次に、たばこ税について御説明いたします。

条文は、4ページの下段、第92条からになります。たばこ税につきましては、今回、大幅な改正がっております。まず、92条でたばこの区分が追加されており、喫煙用製造たばこが加熱式たばこを加え、5種類に区分されております。

第94条では、加熱式たばこの課税方式を定めてあります。加熱式たばこは重量と価格を紙巻たばこの本数に換算し、課税されます。これは5年間で段階的に移行されることになります。

次に、固定資産税関係の改正について説明いたします。主なものとしまして、中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例措置の創設でございます。

附則第10条の2で、生産性向上特別措置法の規定により、町が作成した政策に基づき行われた設備投資に対して固定資産税を軽減する制度で、税率をゼロとするものです。これは中小企業が取得した先端設備により一定の生産性の向上が認められる場合に適用されるものでございます。ただし、3年間の時限的な特例措置となっております。

附則としまして、施行期日と経過措置を規定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

—————○—————

第9 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第9、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。川尾税務課長。

○税務課長（川尾敏浩君） 承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法施行等の改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

今回の改正は、国民健康保険の運営主体が町から県に移ることによるもの、及び課税限度額の見直し、軽減措置の拡充に関するものです。

国民健康保険における財政運営主体が県になり、町は県に対し国民健康保険事業費納付金を納めることになるため、課税額の定義の変更を行っております。また、課税限度額は基礎課税額が54万円から58万円に引き上げられます。

軽減措置の拡充につきましては、低所得者対策として5割軽減と2割軽減の算定基準の見直しを行っております。

まず、5割軽減では、軽減判定所得の算定基準額を27万円に被保険者数を乗じた額に33万円を加えた額としておりましたが、この27万円を27万5,000円とし、5,000円増額しました。

また、2割軽減につきましては、49万円に被保険者数を乗じた額に33万円を加えた額としていましたが、49万円を50万円に1万円増額いたしました。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行することとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

-----○-----

第10 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第10、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君） 承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、国省令放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

今回の改正は、放課後児童支援員の資格者としている教諭資格の解釈の明確化と、中学校卒業者も放課後児童支援員となれるようにすることの2点です。

まず、教諭資格の解釈の明確化については、現在の規定では教員免許更新制との関係で不明確な部分があるため、特別支援学校の教員免許所持の方や、臨時免許状や特別免許状、養護教諭免許所持の方が対象になることを明確にする改正です。

次に、中学校卒業者も放課後児童支援員となれるようにすることについては、学歴を問わず、5年以上放課後児童クラブの実務経験があり、市町村長が適当と認めた場合に支援員となれるよう改正するものです。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行となります。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） 議案を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔議案配付〕

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れなしと求めます。

—————○—————

第11 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（宮尾秀行君） 日程第11、同意第1号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

この同意第1号の件は、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく古村君の退場を求めます。

〔古村逸男君退場〕

○議長（宮尾秀行君） 本案について説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 芦北町監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字芦北2800番地3。

氏名、古村逸男。

古村氏は、御存じのとおり、芦北町議会議員として12年にわたり町政発展に尽力され、今回4期目でございます。この間、議会代表の監査委員としても2期8年間御尽力いただいております。また、元JAあしきた職員としての豊富な経験を生かし、農業振興に寄与されるとともに、葦北郡軟式野球連盟会長、佐敷西地域体育協会長としても御活躍されております。

氏の人柄は、至誠にして実直であり、議会の代表として適任であると認め、ここに議会の同意を求めるものでございます。

提案理由は、記載のとおりでございます。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

古村君の入場を認めます。

〔古村逸男君入場〕

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） ここで追加議事日程を配付します。

〔追加議事日程配付〕

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れなしと求めます。

議席に配付しております追加議事日程第1号の追加2によって、議事を進めます。

—————○—————

第12 議員派遣の件

○議長（宮尾秀行君） 日程第12「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、地方自治法第100条及び会議規則第125条の規定により、議席に配付のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議席に配付のとおり、議員派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず、目的先、期間及び派遣議員について変更を生じる場合には、議長一任を願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議長一任することに決定しました。

—————○—————

第 1 3 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

第 1 4 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第 1 5 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第 1 6 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第 1 7 広報委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（宮尾秀行君） 日程第 1 3 から日程第 1 7 までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を一括議題とします。

お諮りします。各委員長からお手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本臨時会の日程はすべて終了しました。

平成 3 0 年第 2 回芦北町議会臨時会を閉会します。

お疲れ様でした。

議員の皆さんは、大会議室で写真撮影がありますのでお集まりください。

—————○—————

閉会 午前 1 1 時 2 8 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会臨時議長

芦北町議会議長

署名議員

署名議員